

消費生活情報おかやま ～未成年者の契約トラブル～

岡山市消費生活センター
平成28年10月14日
(平成28年9月受付分)



平成28年9月に岡山市消費生活センターが受け付けた未成年者の契約トラブルは、計3件でした。その中からインターネット架空請求など実際にあった事例や全国的に発生している事例をご紹介します。

◆恐怖！ 携帯電話の紛失・盗難すぐにロックと届け出を

事例：

小学生の娘が公園で携帯電話をなくした。約1時間後、娘の友達の母親から「あなたの娘から変な内容のメールが届いた」と連絡が入った。すぐに携帯電話会社に連絡し回線を止め、警察にも届け出たが、保存してある画像や情報を悪用されないか心配だ。

(小学生<女兒>の母親からの相談)



✔アドバイス

- 携帯電話の紛失や盗難の際にまず重要なのは、携帯電話会社等が提供する端末の遠隔ロックサービス等を活用し、不正利用やデータ流出などを防ぐことです。その後、迅速に通信回線の停止手続きをしましょう。
- 警察や紛失した施設などへの届け出も、早期発見のために大切です。
- 普段から自分で設定できる携帯電話のロック機能を活用したり、携帯電話会社の紛失・盗難時のサポート体制を確認したり、いざというときに備えましょう。
- 困ったときは、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください。

※(独)国民生活センター「子どもサポート情報 第78号」より抜粋

◆その他にはこんな相談も…

年齢	相談内容
19	健康保険証を紛失した。警察には届けをし、再発行の手続をしたが、悪用されないか心配。
19	スマホで再生ボタンをクリックしたらアダルトサイトに会員登録され、15万円請求された。「支払う」ボタンをクリックしないと請求画面が消えないとなっているが、今後の対処法を知りたい。

ひとりで悩まず、まず相談！！

岡山市消費生活センター

岡山市北区大供一丁目1番1号
(市役所本庁舎2階)

相談電話：086-803-1109

相談受付：月～金 9時～16時(祝日、年末年始は除く)